



すべての住民が、「このまちに出会えてよかったです。」
と思えるような、幸福度の高い、自主自律した
「協働のまち」の実現をめざして!

垂井町まちづくり基本条例

平成23年4月1日スタート

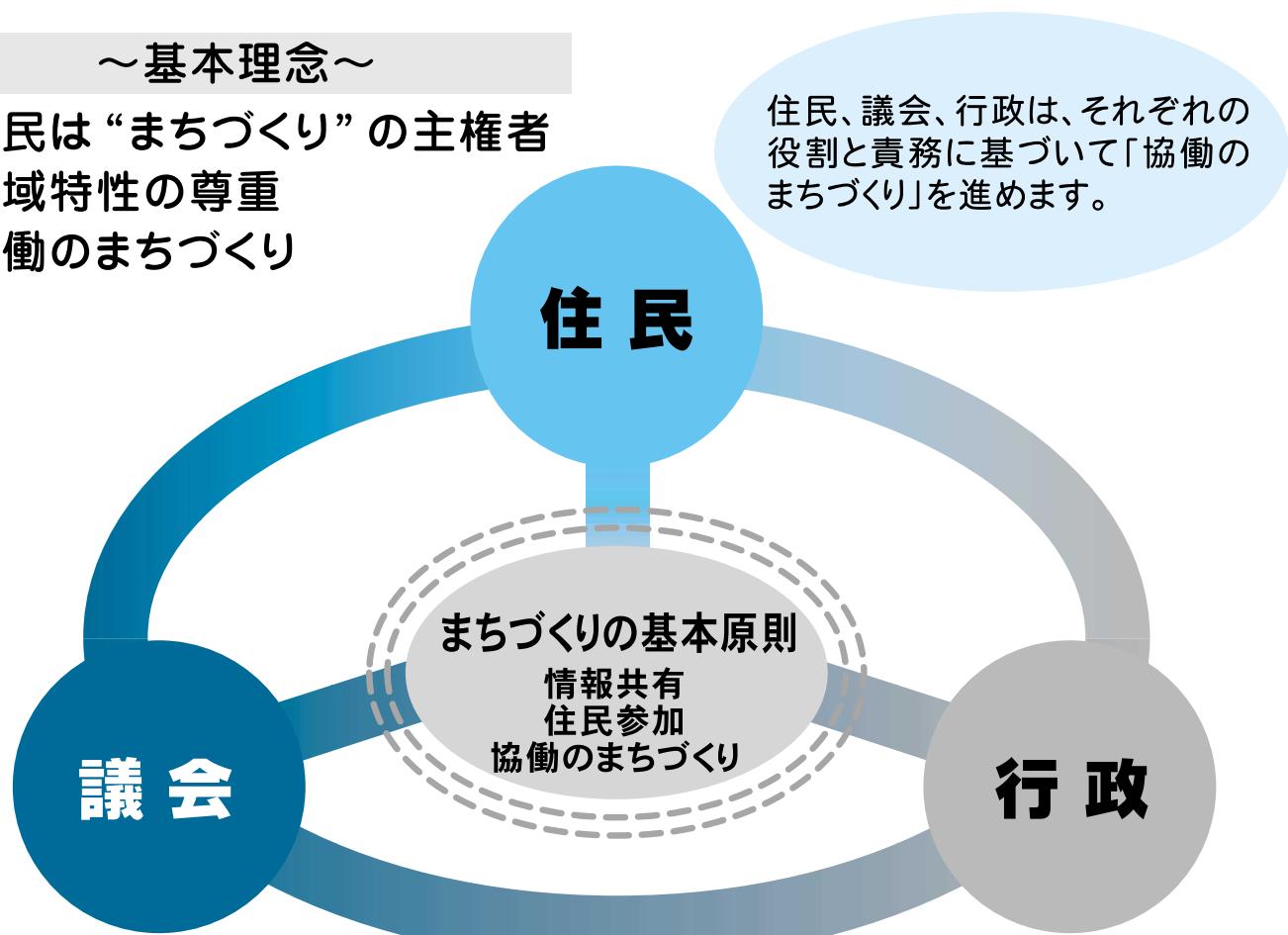


垂井町

「まちづくり基本条例」のイメージ図

～基本理念～

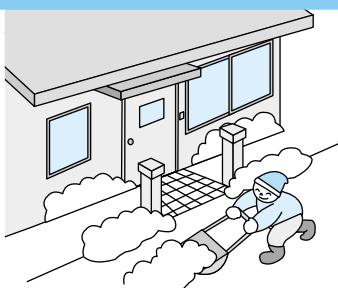
- 住民は“まちづくり”的主権者
- 地域特性の尊重
- 協働のまちづくり



～みんなで「協働のまち」の実現をめざしましょう～

◆私たちが生活する中で、ごみ処理や防犯など、さまざまな公共的な課題がいくつかあります。そこで、協働のまちの実現に向け、「除雪」を例にとって考えてみると…

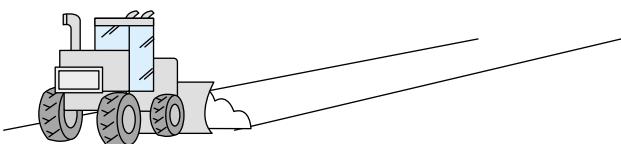
- 自宅の周りは“自分の力”で！



- 狭い生活道路は“地域の力”で！



- 広い道路、公共施設は“行政の責任”で！



みんなで考え、みんなで知恵を出し合い、「協働」して行動することで、“短い時間、少ない経費”で除雪を行うことが可能になります。

こうした取り組みにより「協働のまちづくり」が進められることになります。

まちづくり基本条例の概要

【目的・理念・原則】

第1章 総 則(第1条・第2条)

○目的

この条例の内容や目的について定めています。

○用語の定義

この条例で使用する重要な用語の意味を定めています。

第2章 基本理念(第3条)

○基本理念

まちづくりを進めて行く上での基本的な考え方を定めています。

- ・住民は“まちづくり”的主権者
- ・地域特性の尊重
- ・協働のまちづくり

第3章 基本原則(第4条ー第6条)

○基本原則

この条例の基本理念に基づき、まちづくりを推進していくための“3つの原則”を定めています。

- ・情報共有
- ・住民参加
- ・協働のまちづくり

【制度・仕組み】

第6章 行 政(第13条ー第21条)

第2節 行政運営

○行政運営

まちづくりに関する主要な行政運営の進め方について定めています。

- ・総合計画
- ・財政運営
- ・説明責任
- ・情報の公開と提供
- ・個人情報の保護
- ・審議会などの運営
- ・意見の聴取
- ・行政評価
- ・行政手続



第7章 協働のまちづくりの推進(第22条ー第25条)

○協働のまちづくりの推進

まちづくりにおけるコミュニティのあり方や考え方、「協働のまちづくり」を推進していく“3つの仕組み”について定めています。

- ・コミュニティの形成
- ・まちづくりセンター
- ・まちづくり協議会
- ・まちづくり審議会

【権利・役割・責務】

第4章 住 民(第7条・第8条)

○住民の権利、役割と責務

まちづくりの主役である住民のみなさんの権利、役割、責務について定めています。

第5章 議 会(第9条)

○議会の役割と責務

住民の代表である議会の役割と責務、議員のまちづくりに取り組む姿勢について定めています。

第6章 行 政(第10条ー第12条)

第1節 行政の基本事項

○行政の役割と責務

行政の役割と責務について定めています。

○町長、職員の責務

住民の代表としての町長と職員の責務について定めています。

【条例の位置付け・見直し】

第9章 条例の位置付け(第27条)

○条例の位置付け

この条例が、垂井町の自治についての最高規範となる条例であることを定めています。

第10章 条例の見直し(第28条)

○条例の見直し

この条例の見直しの手続きについて定めています。

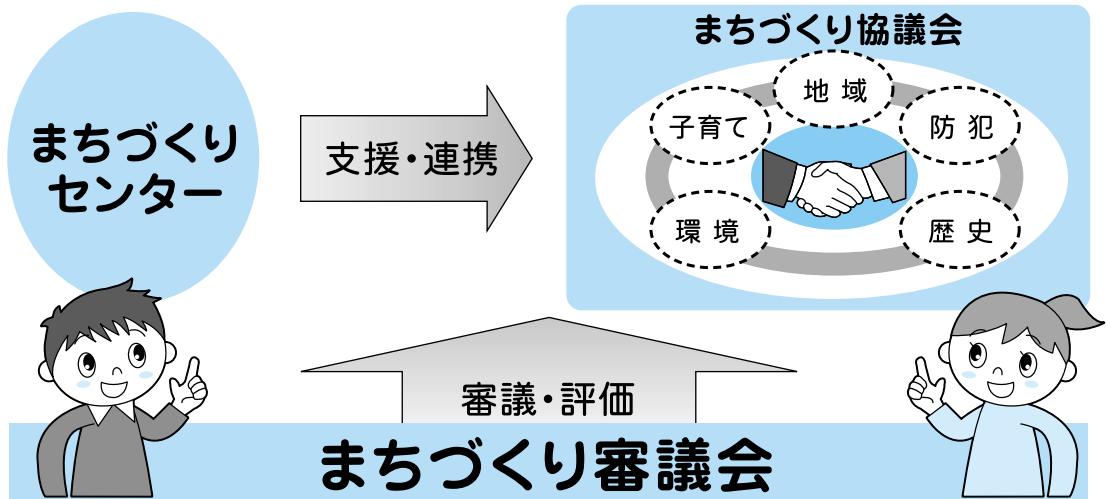
【附 則】

○附 則

この条例の効力が、平成23年4月1日から始まるこを定めています。

「協働のまちづくり」を推進する

“3つの仕組み” のイメージ図

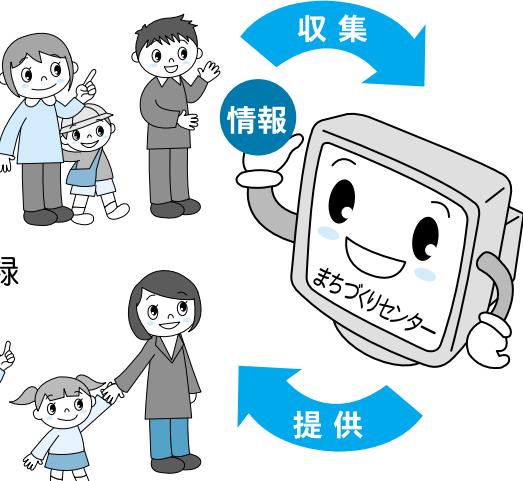


まちづくりセンター

まちづくりセンターは、住民が行うコミュニティ活動の充実を図り、協働のまちづくりを推進する母体となります。

- 【設置・運営】
- 町長が設置します。
 - 住民が主体となって運営します。

- 【内容】
- 協働のまちづくりを推進します。
 - ・議会、行政との連携
 - ・まちづくり協議会の設置支援
 - ・ワークショップの開催
 - ・ボランティア、NPO法人などの団体の登録



- 相談や助言を行います。
 - ・個人、団体からの各種相談
 - ・団体などへの助言
 - ・NPO法人設立支援
- 情報の収集、提供を行います。
 - ・町(国や県も含まれます。)のまちづくりに関する情報収集、提供
 - ・まちづくり活動の紹介(展示スペースの設置、管理)

- 各種交流を行います。
 - ・各種団体間の交流
 - ・他市町村のまちづくり団体との交流

- 人材を育成します。
 - ・ボランティアの養成
 - ・各種講座、講演会の企画、開催

※センターは、既存の施設を有効活用し、新たに建物を建設し、設置するものではありません。

“3つの仕組み”（案）

まちづくり協議会

まちづくり協議会は、地域や分野別の課題解決や町の特性を活かしたまちづくりを推進する組織となります。

- 【設置・運営】 ●住民が設置します。
 ●住民と行政が協働して運営します。

いろいろな協議会ができるといいな!!
 例えば…

- 【内 容】 ●地域(地区)ごとの協議会を設置

・各地区(垂井、東、宮代、表佐、栗原、府中、岩手)で抱えている課題解決や地域の特性を活かしたまちづくりを行うため、各地区ごとに協議会を設置することができます。

なお、課題によっては、地域の枠を超えた協議会が設置されることも予想されます。

- テーマ(分野)別の協議会を設置

・子育て、防犯、環境、歴史(文化)など身近な課題解決や、まちづくりを進めるため、テーマごとに協議会を設置することができます。

これにより、共通した課題に取り組む団体などが一堂に集まり、意見や考え、情報交換の機会が増えることにより、できるだけ早く、また、容易に課題解決が進められることになります。

- その他

・協議会の設置や取り組みにより、住民にとって“協働のまちづくり”が一層身近なものになります。



まちづくり審議会

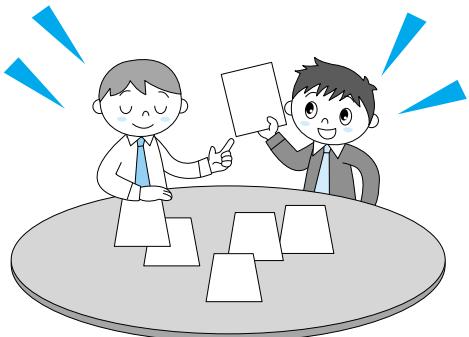
まちづくり審議会は、町長の諮問に対する審議、その他協働のまちづくりに関する取り組みについて審議や評価を行います。

- 【設置・運営】 ●町長が設置し、運営します。

- 【内 容】 ●町長の諮問に応じ、協働のまちづくりの取り組みについて審議します。

・協働のまちづくりの進捗状況
・まちづくりセンターの運営
・まちづくり基本条例の改廃など

- その他、協働のまちづくりについて審議や評価、見直しを行います。



垂井町まちづくり基本条例（平成22年垂井町条例第1号）

私たちのまち垂井町は、古くから交通の要衝として多くの歴史に残る舞台となりました。また、気候風土に恵まれ、広大な山林と豊かな農地、多彩な水利など、自然環境と産業が程よく調和する中で、先人たちのたゆまぬ努力のもと、豊かな伝統文化を育みながら、暮らしの利便性に優れた住みよいふるさととして発展してきました。私たちは、垂井町民憲章を踏まえながら、こうした垂井町らしさを活かし、平和に安心して暮らせるまち、住むことに誇りをもてるまちとして、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

21世紀に入り、地方分権の進展、少子高齢社会の到来、多文化との共生、環境などの社会問題は、私たちが改めてまちづくりのあり方について考える契機となりました。これらの課題を解決していくためには、私たち一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、住民、議会、行政が互いに手を取りあって、これからまちづくりを、みんなで考え、みんなで創りあげていくことが必要です。

私たちは、人権を尊重し、近隣自治体との連携を図りながら、地球規模の課題解決も視野に入れたまちづくりを進めていきます。そして、すべての住民が、「このまちに出会えてよかった。」と思えるような、幸福度の高い、自主自律した協働のまちの実現に向けて取り組むことを決意し、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、垂井町における自治の基本理念と基本原則を定め、住民、議会、行政が、それぞれの役割と責務を明らかにすることにより、自主自律した協働のまちづくりを推進することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1)住民 町内に住む人、町内で働く人や学ぶ人、町内で事業や活動を行う人（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2)行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3)まちづくり よりよい地域社会を実現するための行動や取り組みをいいます。
- (4)協働 住民、議会、行政が、お互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力して行動することをいいます。

第2章 基本理念

（基本理念）

第3条 住民は、まちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立するものとします。

第3章 基本原則

（情報共有）

第4条 住民、議会、行政は、お互いに情報を伝え合い、情報の共有に努めます。

（住民参加）

第5条 住民は、まちづくりに参加することを基本とし、議会と行政は、住民のまちづくりへの参加の推進に努めます。

（協働のまちづくり）

第6条 住民、議会、行政は、協働によるまちづくりに取り組みます。

第4章 住民

（住民の権利）

第7条 住民は、議会や行政の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組むことやまちづくりに参加する権利を有します。

（住民の役割と責務）

第8条 住民は、まちづくりの主役として、お互いに尊重し、協力し合うとともに、自らまちづくりに参加するよう努めます。

2 住民は、まちづくりに参加する場合において、その言動に責任をもつよう努めます。

3 住民は、町政について認識を深めるよう努めます。

第5章 議会

（議会の役割と責務）

第9条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表が構成する議事機関として、適切な判断のもと、町の意思決定を行います。

2 議会は、まちづくりについて積極的な関わりを果たすため、住民の意思を町政に反映させるとともに、町政が適正に行われるよう監視します。

3 議会は、議会活動に関する情報を住民にわかりやすく提供するとともに、住民の個人情報の取り扱いを適切に行います。

4 議員は、この条例の基本理念を理解し、議会の役割と責務を認識のうえ、まちづくりに取り組むよう努めます。

第6章 行政

第1節 行政の基本事項

（行政の役割と責務）

第10条 行政は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、町政に関する事務を、自主的に総合的な判断と責任において執行します。

2 行政は、住民の信託に基づき、町政を効果的で効率的に運営します。

3 行政は、この条例の基本理念に基づき、住民の意思を反映したまちづくりを進めます。

（町長の責務）

第11条 町長は、住民の代表者として、この条例の基本理念に基づき、公正で誠実に町政の運営に当たります。

2 町長は、住民の意思に適切に応えるため、職員の育成を図り、効率的な組織体制を整備します。

（職員の責務）

第12条 職員は、法令を守り、法令に従い、公正で適正に職務を遂行します。

2 職員は、この条例の基本理念を理解し、その具体的な施策を計画し、遂行するため、自己の職務能力の向上に努めます。

第2節 行政運営

(総合計画)

第13条 行政は、この条例の基本理念に基づき、総合的で計画的なまちづくりを実現するための総合計画を策定します。

(財政運営)

第14条 行政は、総合計画に基づき、計画的で健全な財政運営を行います。

2 行政は、予算、決算その他財政状況について、住民にわかりやすく公表します。

(説明責任)

第15条 行政は、政策の立案、実施、評価、見直しについて、住民にわかりやすく説明します。

2 行政は、住民から説明を求められた場合は、誠実に対応します。

(情報の公開と提供)

第16条 行政は、別に条例で定めるところにより、行政が保有する文書を公開するとともに、その情報をわかりやすく提供します。

(個人情報の保護)

第17条 行政は、別に条例で定めるところにより、住民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、利用、提供や管理などを適切に行います。

(審議会などの運営)

第18条 行政は、審議会などの委員を選任する場合は、公募による住民を含めるよう努めるとともに、その構成については、性別、年齢層などの均衡を図ります。

2 審議会などの会議は、公開することを原則とします。

(意見の聴取)

第19条 行政は、住民の生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる計画や条例などを策定したり、改正や廃止をする場合は、事前にその案について公表し、広く住民の意見を聴取します。

2 行政は、聴取した意見を考慮し、意思決定を行うとともに、その意見に対する行政の考え方を公表します。

(行政評価)

第20条 行政は、町政運営を点検し、改善を図るため行政評価を行い、適正で効率的な町政運営を行います。

2 行政は、行政評価を行うにあたり、住民参加の方法を用いるとともに、その結果と見直しの内容について、わかりやすく住民に公表します。

(行政手続)

第21条 行政は、別に条例で定めるところにより、住民の権利利益を保護するため、届出などの行政手続きを定め、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

第7章 協働のまちづくりの推進

(コミュニティの形成)

第22条 住民は、自治会、ボランティア団体などへの参加を通じて、お互いに助け合い、地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するため、良好なコミュニティを形成するよう努力するものとします。

2 住民は、良好なコミュニティを形成するため、お互いに情報の提供と共有を進め、連携してまちづくりを行います。

3 議会と行政は、協働のまちづくりを進めるため、コミュニティ活動を尊重するとともに、必要に応じて支援を行います。

(まちづくりセンター)

第23条 町長は、住民が行うコミュニティ活動の充実を図り、協働のまちづくりを推進する母体として、垂井町まちづくりセンター(以下「センター」といいます。)を設置します。

2 センターは、住民が主体となり、議会や行政と協働して運営を行うものとします。

3 センターは、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成などを行うものとします。

4 センターの組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

(まちづくり協議会)

第24条 住民は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会(以下「協議会」といいます。)を行政と協働して設置することができるものとします。

2 協議会は、地域や分野別の課題解決や町の特性を活かしたまちづくりの推進に取り組むものとします。

3 協議会の組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

(まちづくり審議会)

第25条 町長は、協働のまちづくりの取り組みの検証を行うため、垂井町まちづくり審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、協働のまちづくりの取り組みについて審議し、町長に答申します。

3 審議会は、町長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議や評価を行い、見直しが必要な場合は、町長に提言します。

4 審議会の組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

第8章 住民投票

(住民投票)

第26条 町政に関する重要な事項について、広く住民の意思を把握する必要があると認められる場合、町長は、この条例の基本理念に基づき、住民投票を行うことができるものとします。

2 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

3 住民、議会、行政は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第9章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第27条 住民、議会、行政は、この条例が町における自治についての最高規範であることを認識し、この条例の規定を守り、規定に従うよう努めます。

2 議会と行政は、他の条例や規則などを制定したり、改正や廃止をする場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、整合を図ります。

第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第28条 町長は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項が社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかを検証します。

2 町長は、検証の結果を踏まえ、この条例の条項やこの条例に基づく制度についての見直しなど、必要な手続きを行います。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

～ 条例制定にあたって～

住民、議会、行政が、お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割と責任に基づき「協働のまちづくり」が進められることは、これまで町の行財政改革大綱や第5次総合計画の中でその必要性が示され、また、その基本となる条例の制定が求められてきました。

そこで、これからのか“まちづくりのルール”をみんなで考え、より一層の協働のまちづくりを推進するため、平成20年6月に、学識経験者、各地区連合自治会長からの推薦者、公募委員、町職員、計19名による「(仮称)垂井町自治基本条例策定委員会」を設置し、十数回に及ぶ策定委員会や自主学習会で協議を重ねられ、住民主体による条例案の策定が進められました。

この間、町民を対象にしたアンケート調査の実施や講演会の開催、各種団体や各地区での意見交換会を行い、寄せられたご意見を参考に平成21年12月、題名を「垂井町まちづくり基本条例」に改め、策定委員会から町長へ条例案の提出が行われました。

提出された条例案は、町職員によるプロジェクトチーム会議、課長会議などにおいて検討を行ったあと、条例案に対するパブリック・コメントの実施並びに各地区での説明会・公聴会を開催し、住民のみなさんからのご意見を反映した条例案を作成しました。そして、町議会の特別委員会や全員協議会での慎重な審議を経て、このたび、町の最高規範としてまちづくり基本条例が可決され、平成23年4月1日から施行されることになりました。

このように多くのみなさんの手によってつくられた条例ですが、制定されたことが「ゴール」(終わり)ではなく、新たな「スタート」(始まり)として受け止めていただき、住民、議会、行政が互いに手を取りあって、「協働のまち」の実現に向け、みんなで取り組んでいきましょう。



私たちのまち垂井町に、
まちづくりの“ちいさな芽”が生まれました。
このちいさな芽を、みんなで大切に大きく育てましょう！

平成22年3月

垂井町 企画調整課

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1

電話(0584)22-1151(代表)

FAX(0584)22-5180

E-mail kikaku@town.tarui.lg.jp

ホームページ <http://www.ginet.or.jp/tarui/>